

別冊（参考資料）

- ・ 議題 1 p 1 ~19
- ・ 議題 2 p20~42
- ・ 議題 3 p43
- ・ 議題 4 p44
- ・ 議題 5 p45~52
- ・ 議題 6 p53~54

策定 令和4年7月1日

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

高度経済成長の中、大規模な地域開発が進み、臨海工業地帯の造成や沿岸の都市化の進展により、漁場環境や水産動植物の生育環境が悪化した。その後、200海里の設定による海外漁場からの撤退に伴い、沿岸域における漁業生産の確保が大きな課題となった。このため、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大に寄与することを目的に、沿岸漁場整備開発法が制定され、栽培漁業が沿岸漁業の振興政策として位置付けられるとともに、各都道府県に栽培漁業センターが整備された。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。その結果、栽培漁業は対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、対象種の生態解明や漁場環境の保全、放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じ遊漁も含めた沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきた。これにより、資源の維持・増大に成功し、漁獲管理に移行しているものがある。一方で、十分な効果を上げるに至っていないものもあるとの指摘もある。

平成27年の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定後、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造の確立を図るため、「水産政策の改革」に取り組むことが決定された。水産改革の柱となる資源管理等については、平成30年12月に公布、令和2年12月に施行した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）や令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しなどが取り組まれてきた。

このような取組の中で、栽培漁業については、「水産政策の改革について」（平成30年6月1日改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン（別紙8）」）において、新たな資源管理システムの下で資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされ、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとされた。都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種と、放流した地先で漁獲される地先種のいずれにおいても、種苗放流の効果の検証と、その結果を踏まえた効果的な栽培漁業の推進がこれまで以上に求められているところである。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、最大持続生産量（以下「MSY」という。）ベースの資源評価において、種苗放流の規模を変化させた場合に目標資源量の達成確率がどのように変化するか示されており、種苗の放流尾数の増減が資源量の増減に大きく影響する資源と、種苗放流の効果が必ずしも明瞭でない資源とがあることが明らかになっている。種苗放流が資源の維持・増大につながっているか、そもそも漁獲圧が過大でないかなどを科学的に検証しながら、資源管理の枠組みのもとで、資源の持続的な利用のために効果が期待できる魚種・系群に種苗放流の対象を絞り込むことが必要となっている。

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、種苗放流による対象資源の維持・増大とともに、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により漁獲量が減少している。種苗放流の効果検証を行うとともに、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るため、海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化への対応の点で、効果が期待できる魚種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めることが必要である。また、地先種の一部においては、隣り合う都道府県が連携することで種苗放流の効果が上がると期待される魚種もあることから、こうした魚種については都道府県間での連携・協働を促進・助長する枠組みが必要である。これらの取組を通じて、地先種の栽培漁業についてのモデルを作り、その横展開を図ることが重要と考えられる。

また、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は復旧が完了し、種苗生産能力は震災前の水準まで回復した。今後は、種苗放流の効果の拡大・向上へ向けた取組を強化していく段階へ移行している。

一方、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。加えて、都道府県の財政状況の悪化、燃油の高騰、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流経費の確保が困難となっている状況も見られる。特に広域種については、全国を6つの海域に分けた海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）において、関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討が進められているところであり、今後、検討のさらなる深化が求められている。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進め、漁獲量の増大に向けて、より効果的な栽培漁業を推進することが重要と考えられる。

さらに、種苗放流にあたっては、生物多様性保全への配慮や、放流された種苗の育成の場の整備との連携、栽培漁業に関する国民への理解醸成の取組の強化が求められている。加えて、種苗放流の効果の検証にあたっては、遊漁による採捕を適切に見積もることが重要であり、このため遊漁関係者と連携した採捕量の把握等にも取り組む必要がある。

これらの課題に対応するため、水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）では栽培漁業について、地先種は「環境要因に適応した受益者負担を伴う種苗放流の継続を図る」とし、広域種は「資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種も出てきており、こうした魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進する」としている。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業

者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、今後の我が国の社会経済的・自然的状況に見合った効果的な栽培漁業を実現するため、以下の取組を推進する。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

(1) 漁獲管理との一体的な取組

水産資源は、新たに生まれ、成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少する。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものである。

種苗放流は、人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親や漁獲量の増大に貢献しようとするものである。このため、後述の MSY ベースの資源評価結果や都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

資源管理の前提となる資源評価においては、MSY の達成に向けて漁獲管理と種苗放流を組み合わせた資源評価に取り組むとともに、天然由来の加入量と放流由来の加入量の定量的な評価や、放流種苗の生残過程の把握、放流種苗による再生産や漁獲量の増加への貢献度の把握など、種苗放流の効果の評価と効果的な栽培漁業の実施の基礎となる知見の収集・公表に努める。

(2) 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を実施している魚種は、MSY ベースの資源評価を基に、都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査等の結果も踏まえて放流効果の検証を行う。MSY ベースの資源評価が行われていない魚種については、国が行う資源調査・評価や都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査等の結果に基づき、定量的な指標に基づく種苗放流の効果の検証に努める。種苗放流効果の検証結果を踏まえて、資源造成効果の高い種苗放流の対象種の検討を行うとともに、関係者で種苗放流効果の高い適地での放流方法を検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進する。種苗放流効果の検証にあたっては、漁業者、加工業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。

(3) 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、栽培漁業

の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項の「放流効果実証事業」の実施によって、種苗放流の効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担のあり方を検討する。また、必要に応じ、同条第2項第4号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。

(4) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、種苗放流を実施する場合には、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」(以下「広域プラン」という。)に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、広域プランにおいて資源評価結果を踏まえた放流数量等の種苗放流に関する目標を設定し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組むとともに、近年の海洋環境の変化に伴う各魚種の分布・回遊域の変化を踏まえて、広域プランがより効果的な取組となるよう、特に適種、適地、適期、適した放流サイズでの種苗放流の実施の観点から検討を行うとともに、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の公平化の実現に向けた検討を行う。

(5) 共同種苗生産体制の構築

近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な改修及び更新に努めるとともに、資源回復や施設維持、受益者負担等に関し、将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については整備を推進する。単一の都道府県による種苗生産施設の運営が困難な場合、複数の都道府県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。共同利用化した施設については、複数の地方公共団体による運営方式を検討する。各都道府県等の種苗生産施設における種苗生産コストも勘案し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。

また、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。

なお、効果的な栽培漁業の推進にあたっては、種苗生産施設等のハード面と種苗生産技術等のソフト面のバランスの取れた運営が不可欠である。このため、施設の改修や運営に当たっては ICT の導入を図り、施設運営の省人・省力化とコストの削減を図る。

(6) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面におけ

る種苗放流の効果を把握するとともに、DNA 情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流の再生産への寄与を検証し、放流計画に反映させる。また、種苗放流の実施に当たっては、天然の海域に大量の人工種苗を放流することによる遺伝的な攪乱のリスクを低減するため、国及び機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産の現場へ普及するとともに、放流された種苗と在来魚種の間における捕食一被食関係や競争関係を通じた周辺の生態系への影響にも配慮し、生物多様性の保全との両立に努める。

(7) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及

栽培漁業の国民への啓発及び普及に取り組む。特に、遊漁関係者と連携して遊漁における栽培漁業対象種の採捕量の情報収集の強化に努めるとともに、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等を含む幅広い関係者への栽培漁業に対する理解の醸成を図る。さらに、水産資源の動態の解明における栽培漁業が果たす学術的な貢献について、パンフレット等の資料の作成・配布を通じてわかりやすく示すことや、初等中等教育の現場との連携を通じて、水産資源の持続的な利用やそれを取り巻く水域環境の保全の重要性に対する理解の増進等に取り組む。

(8) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗放流の効果を高めるためにも、引き続き、放流された種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。

(9) 東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、復旧した種苗生産施設を活用し、震災後の沿岸生態系や水産資源の状況に合わせた効果的な栽培漁業の実施に取り組む。また、被災地における漁獲物の安定的な生産・供給に資するよう、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。

(10) 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し

本基本方針に基づく取組の推進による、令和8年度における各栽培漁業対象種の漁獲量の見通しについては、各種・系群の資源評価結果に基づくものとする。

第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 栽培漁業の推進のための技術開発の推進

放流種苗の生残率の向上のために、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り

組むとともに、種苗生産から放流、さらには未成魚の混獲防止等の一連の技術開発を一体的に行うよう努める。また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い、新たな栽培漁業対象種の技術開発に取り組む。

種苗生産等における減耗を防止するための技術開発に取り組み、種苗生産及び中間育成の現場においては、減耗を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。

また、種苗生産技術の開発・改良にあたっては、積極的に ICT の導入に努め、作業の自動化や省人・省力化を図ることも重要である。

放流尾数や放流サイズ等の種苗放流の実態や漁獲物への放流種苗由来の個体の混獲状況の把握に努め、資源評価における種苗放流の効果を定量的に評価するとともに、効果的な栽培漁業のあり方の検討に資するよう調査の拡充や手法の高度化に努める。

(2) 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、新規栽培漁業対象種の探索や対象種の転換、種苗放流手法の見直し等必要な技術開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発においては、対象種について、稚仔魚等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を図る。

(3) 技術の維持と継承

栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況を踏まえ、関係都道府県間で連携し、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。さらに、種苗放流の実施が資源管理上有効であると認められた魚種においては、漁獲管理への移行後、環境変動等により資源が急激に悪化した場合に備え、種苗放流の再開も視野に入れた対応を行うためには技術の確保が重要であることから、既往技術の体系的なマニュアル化や普及・啓発、技術研修の機会を設ける等の取組を進める。

(4) 栽培漁業技術の展開

これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産、疾病防除等の技術については養殖業に、標識技術や標識放流を活用した生息域の把握、生残率の推定等の技術については漁獲管理等に、それぞれ応用されるよう、その改良や普及を図るとともに、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術開発に努める。

(5) 遺伝子組換え生物等の取扱い

外来遺伝子の導入による品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）等に基づいて適正に実施する。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物及び胚の操作により開発された品種等であって遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術を利用していないものについては、後世代の資源増大への寄与が明確ではないことから、種苗放流は行わない。

(6) 外来生物の導入

栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。

(7) 機構の役割

機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。

第 3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

(1) 関係機関の連携

環境変化に対応しながら栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術開発、主な栽培対象種の資源評価並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付け、進行管理及び都道府県間の連携を推進するための調整を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成、種苗放流効果の検証等を行い、効果的な栽培漁業を実施する。

(2) 都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化

栽培漁業を効率的に推進するため、豊かな海づくり協会を事務局とする海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議の下で、都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、栽培漁業の技術及び情報の交換、人材の交流等を推進する。また、資源評価結果を踏まえ、遺伝的多様性をはじめとする生物多様性の保全に配慮しながら効率的

かつ効果的な栽培漁業の推進体制の構築に努めるとともに、各海域ごとに設置された海域協議会の下で種苗の生産、放流、育成、放流効果の検証等において連携を強化する。

(3) 基本方針の期間等

本基本方針の期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

昭和四十九年法律第四十九号 沿岸漁場整備開発法

(目的)

第一条 この法律は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による措置と相まって、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もつて沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的とする。

第二条から第五条まで 削除

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標
- 二 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
- 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び漁港漁場整備法第四条第一項の漁港漁場整備事業（以下「漁港漁場整備事業」という。）の実施の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

第七条 農林水産大臣は、沿岸漁業に係る漁業事情、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、基本方針を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(基本計画)

第七条の二 都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

- 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 二 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
- 三 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流数量の目標
- 四 特定水産動物育成事業（特定水産動物（水産動物のうち漁港漁場整備事業で水産動物の育成のために実施されるものに係るもの又は生産された水産動物の種苗の放流に係るものをいう。以下同じ。）の種苗の放流及び当該放流に係る特定水産動物の育成を行う事業その他の特定水産動物の育成を行う事業で、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）が当該事業を効率的に実施するために必要とされる水面（以下「育成水面」という。）の区域内において育成水面の利用に関する規則（以下「育成水面利用規則」という。）で定めるところに従い実施するものをいう。以下同じ。）に関し次に掲げる事項
 - イ 第二号の種類のうち特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物が属するもの
 - ロ 特定水産動物育成事業に関する指標
 - ハ 育成水面の区域を定める基準となるべき事項
- 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
 - 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
 - 二 前項第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
 - 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項
- 4 基本計画においては、第二項に掲げる事項のほか、放流効果実証事業（生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。以下同じ。）に関し次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
 - 一 第二項第二号の種類のうち放流効果実証事業の対象とすべき水産動物が属するもの
 - 二 放流効果実証事業に関する指標
- 5 都道府県は、第二項第四号ハに掲げる事項については、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して基本計画を定めるものとする。
- 6 国は、都道府県の求めに応じ、基本計画の作成に関し必要な助言又は指導を行うことができる。
- 7 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

第七条の三 都道府県は、沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため必要があるときは、基本計画を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

(特定水産動物育成事業の認可等)

第八条 漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を実施しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 漁業協同組合等は、前項の認可を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、育成水面の区域及び当該育成水面に係る育成水面利用規則で次に掲げる事項を内容とするものを定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 特定水産動物育成事業の対象とする特定水産動物の種類

二 当該育成水面の区域内において組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合のうち自然的経済的社会的諸条件により当該育成水面が属すると認められる地区をその地区の全部又は一部とするもの（以下「地元組合」という。）で漁業を営むもの及び地元組合の組合員。以下「組合員等」という。）が特定水産動物の採捕につき遵守すべき事項

三 当該育成水面の区域を表示する標識の設置、組合員等以外の者で当該育成水面の区域内において特定水産動物を採捕するものからの利用料の徴収その他当該育成水面の利用につき特定水産動物育成事業の実施上必要な事項

(組合員等の同意)

第九条 漁業協同組合は、前条第二項の規定により育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会の決議前に、当該水面において当該特定水産動物に係る漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法（同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

4 漁業協同組合連合会は、前条第二項の規定により育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、水産業協同組合法の規定による総会の決議前に、地元組合のすべての同意を得なければならない。

5 地元組合は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該水面において当該特定水産動物に係る漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(特定水産動物育成事業に係る意見の聴取)

第十条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(特定水産動物育成事業の認可の基準)

第十一条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 基本計画（第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）の内容に適合するものであること。
- 二 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該特定水産動物の育成（当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。）を行うために適切なものであること。
- 三 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。
- 四 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則を定める手続が法令又は定款若しくは規約に違反しないものであること。
- 五 その申請に係る育成水面の区域の全部又は一部が既に定められた育成水面の区域又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面の区域で当該特定水産動物に係るものの全部又は一部と重複しないものであること。

(育成水面の区域の変更等)

第十二条 第八条第一項の認可を受けた漁業協同組合等（以下「認可組合等」という。）は、その育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 認可組合等は、特定水産動物育成事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第九条の規定は育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更する場合について、前二条の規定は第一項の認可について、それぞれ準用する。

(特定水産動物育成事業の適切な実施等)

第十三条 認可組合等は、特定水産動物育成事業を適切に実施し、及び組合員等に対し特定水産動物の育成に関し必要な指導を行わなければならない。

(勧告)

第十四条 都道府県知事は、特定水産動物育成事業の実施が適切さを欠くに至つたと認めるときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該認可組合等に対し、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(指定)

第十五条 都道府県知事は、第七条の二第四項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

- 一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

- 二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であること。
- 三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定法人の業務）

第十六条 指定法人は、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施しなければならない。

- 一 第七条の二第四項第一号に規定する水産動物の種類に属する水産動物の生産された種苗の放流を行うこと。
- 二 前号の放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること。
- 三 水産動物を採捕する者に対し前号の水産動物の成育を助長するためにその採捕に関し必要な協力を要請すること。
- 四 特定水産動物育成事業の実施を促進するため漁業協同組合等に対し第二号に掲げる業務による成果を普及すること。

（業務実施計画の認可等）

第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画（以下「業務実施計画」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 業務実施計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類
 - 二 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流場所、放流時期、放流数量その他の放流の実施に関する事項
 - 三 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項
- 3 指定法人は、第一項の認可を受けようとするときは、その申請に係る業務実施計画の定めるところに従い実証しようとする前条第二号の経済効果に関する資料その他の農林水産省令で定める書類を申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

（業務実施計画に係る意見の聴取）

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（業務実施計画の認可の基準）

第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない

い。

- 一 業務実施計画が基本計画（第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第四項に掲げる事項に係る部分に限る。）の内容に適合するものであること。
- 二 業務実施計画が第十六条に掲げる業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 三 業務実施計画が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。
- 四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

（業務実施計画の変更）

第二十条 指定法人は、その業務実施計画を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第十七条第三項、第十八条及び前条の規定は、前項の認可について準用する。

（事業報告書等の提出）

第二十一条 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、放流効果実証事業に係る事業報告書及び収支決算書（放流効果実証事業に協力する者が任意に拠出した金銭（以下「協力金」という。）を収受したときは、協力金に関する収支の明細を記載した書面を含む。）を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（報告徴収及び改善命令）

第二十二条 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

- 一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合
- 二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる場合
 - イ 指定法人が第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画で定めるところに従い第十六条の業務を実施していると認められない場合
 - ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められる場合
 - ハ 指定法人が協力金を放流効果実証事業以外の用途に充てた場合

（指定の取消し）

第二十三条 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなつたとき。
 - 二 指定法人が前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三 指定法人が前条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(漁場利用協定の締結に係る勧告)

第二十四条 漁業協同組合等が次に掲げる団体に対し、又はその団体が漁業協同組合等に対し、漁場（漁業法第六十条第五項第五号に規定する内水面に属するものを除く。以下同じ。）の安定的な利用関係の確保に必要な事項で当該協定に掲げられたものの遵守につきそれぞれの団体（漁業協同組合等を含む。）の構成員を指導すべきことを内容とする協定（以下「漁場利用協定」という。）の締結のため交渉をしたい旨の申出を案を示してした場合において、当該申出の相手方が交渉に応じないときは、当該申出をしたものは、当該漁場利用協定に係る漁場の属する水面を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に対し、当該申出の相手方が当該交渉に応ずべき旨の勧告をするよう申請することができる。締結した漁場利用協定の一方の当事者が他方の当事者に対し案を示してその変更のため交渉をしたい旨の申出をしたときも、同様とする。

- 一 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者を船舶により漁場に案内する事業を営む者であることとしている団体
 - 二 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者であることとしている団体（漁業協同組合等その他その構成員となる資格の主なものを漁業法第二条第二項に規定する漁業者又は漁業従事者であることとしているものを除く。）
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、同項の申出に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保するため必要があると認めるときは、当該申出の相手方に対し、同項の勧告をすることができる。

(漁場利用協定の届出)

第二十五条 漁場利用協定を締結した当事者は、農林水産省令で定めるところにより、当該漁場利用協定の内容を都道府県知事に届け出ることができる。これを変更したときも、同様とする。

(紛争に係るあつせん)

第二十六条 前条の規定による届出のあつた漁場利用協定の遵守につきその当事者間に紛争が生じた場合において、当該当事者がその解決のため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、当該当事者の双方又は一方は、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その遵守につきあつせんを申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保する

ため必要があると認めるときは、あつせんをすることができる。

(国及び都道府県の援助)

第二十七条 国及び都道府県は、特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(栽培漁業の振興)

第二十八条 国及び都道府県は、特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業の実施を漁港漁場整備事業の実施及び水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年六月一日法律第六一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際改正前の第八条第一項又は第十二条第一項の認可を受けて改正前の第八条第一項の特定水産動物育成事業を実施している漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該特定水産動物育成事業に係る改正後の第八条第一項の認可を受けたものとみなす。

附 則 (昭和六二年九月四日法律第八七号)

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則 (平成五年十一月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合にお

いては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一二年十一月二七日法律第一二六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一三年六月二九日法律第八九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年六月二九日法律第九二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の沿岸漁場整備開発法（以下「旧沿岸漁場整備開発法」という。）第六条の規定により定められている基本方針は、施行日において前条の規定による改正後の沿岸漁場整備開発法第六条の規定により定められた基本方針とみなす。

2 この法律の施行前に国が貸し付けた旧沿岸漁場整備開発法附則第二項に規定する資金に係る貸付金については、旧沿岸漁場整備開発法附則第二項から第六項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年六月一九日法律第七五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三〇日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年一二月一四日法律第九五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

海区漁場計画

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 9 分 9 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点 (基点第 1 号と基点第 2 号とを結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯 32 度 59 分 48 秒東経 130 度 23 分 20 秒の点 ((ア) から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯 32 度 58 分 55 秒東経 130 度 19 分 41 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯 32 度 58 分 47 秒東経 130 度 19 分 40 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯 32 度 57 分 50 秒東経 130 度 13 分 48 秒の点 (基点第 4 号と(ア)を結ぶ直線上、基点第 4 号から 1,000 メートルの点)

基点第 1 号 北緯 33 度 9 分 19 秒東経 130 度 21 分 39 秒 (福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 2 号 北緯 33 度 8 分 59 秒東経 130 度 21 分 3 秒 (佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 3 号 北緯 33 度 0 分 18 秒東経 130 度 25 分 25 秒 (福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第 4 号 北緯 32 度 57 分 22 秒東経 130 度 13 分 29 秒 (佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	もがい漁業	1月1日から12月31日まで
	にし漁業	同上
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで
	あげまき漁業	同上
	まてがい漁業	同上
	うみたけ漁業	同上
	はいがい漁業	同上
	たこ漁業	同上
	餌むし漁業	同上
	しゃこ漁業	同上
	いそぎんちやく漁業	同上
	しゃみせんがい漁業	同上
	第二種共同漁業	三尺網漁業
あみもじ網漁業		同上
こうもり網漁業		同上
待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)		同上
かにかご漁業		同上
いかかご漁業		同上
あなごかご漁業(釜 ^{せん} を使用するものを含む。)		同上
うなぎかご漁業(釜 ^{せん} を使用するものを含む。)		同上

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ 条件

(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項 (区画漁業権)

① 公示番号 農区第201号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

② 公示番号 農区第 202 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神崎市千代田町

③ 公示番号 農区第 203 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 6 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで
エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
（ア）北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点
（イ）北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点
（ウ）北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点
（エ）北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点
（オ）北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点
（カ）北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点
（キ）北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点
（ク）北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点
（ケ）北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神崎市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（ク）の各点、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（シ）の各点及び（タ）、（チ）、（ツ）、（キ）、（タ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
（ア）北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点
（イ）北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点
（ウ）北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点
（エ）北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点
（オ）北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点
（カ）北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点
（キ）北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点
（ク）北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点
（ケ）北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点
（コ）北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点
（サ）北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点
（シ）北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 7 分 3 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第 208 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ウ）、（カ）及び（キ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

（ア）北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点

（イ）北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点

（ウ）北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

（エ）北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点

（オ）北緯 33 度 6 分 8 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点

（カ）北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点

（キ）北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点

（ク）北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑦ 公示番号 農区第 209 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ア）、（イ）、（ス）、（カ）、（ア）の各点及び（コ）、（エ）、（シ）、（ケ）、（コ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

（ア）北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点

（イ）北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第 210 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点、（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点、（ヌ）、（ネ）、（ノ）、（ハ）、（ヌ）の各点及び（ヒ）、（フ）、（ヘ）、（ホ）、（ヒ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第 211 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（カ）、（ネ）、（ヌ）、（コ）、（カ）の各点、（キ）、（ク）、（ケ）、（カ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点及び（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- （ア）北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
- （イ）北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
- （ウ）北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
- （エ）北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
- （オ）北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- （カ）北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- （キ）北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- （ク）北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- （ケ）北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- （コ）北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- （サ）北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
- （シ）北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点

- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 4 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第212号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）

⑪ 公示番号 農区第213号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点

(エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点

(オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

2 漁場の図面
別添のとおり

3 漁業の免許予定日
令和 5 年 9 月 1 日

4 3 の申請期間
令和 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

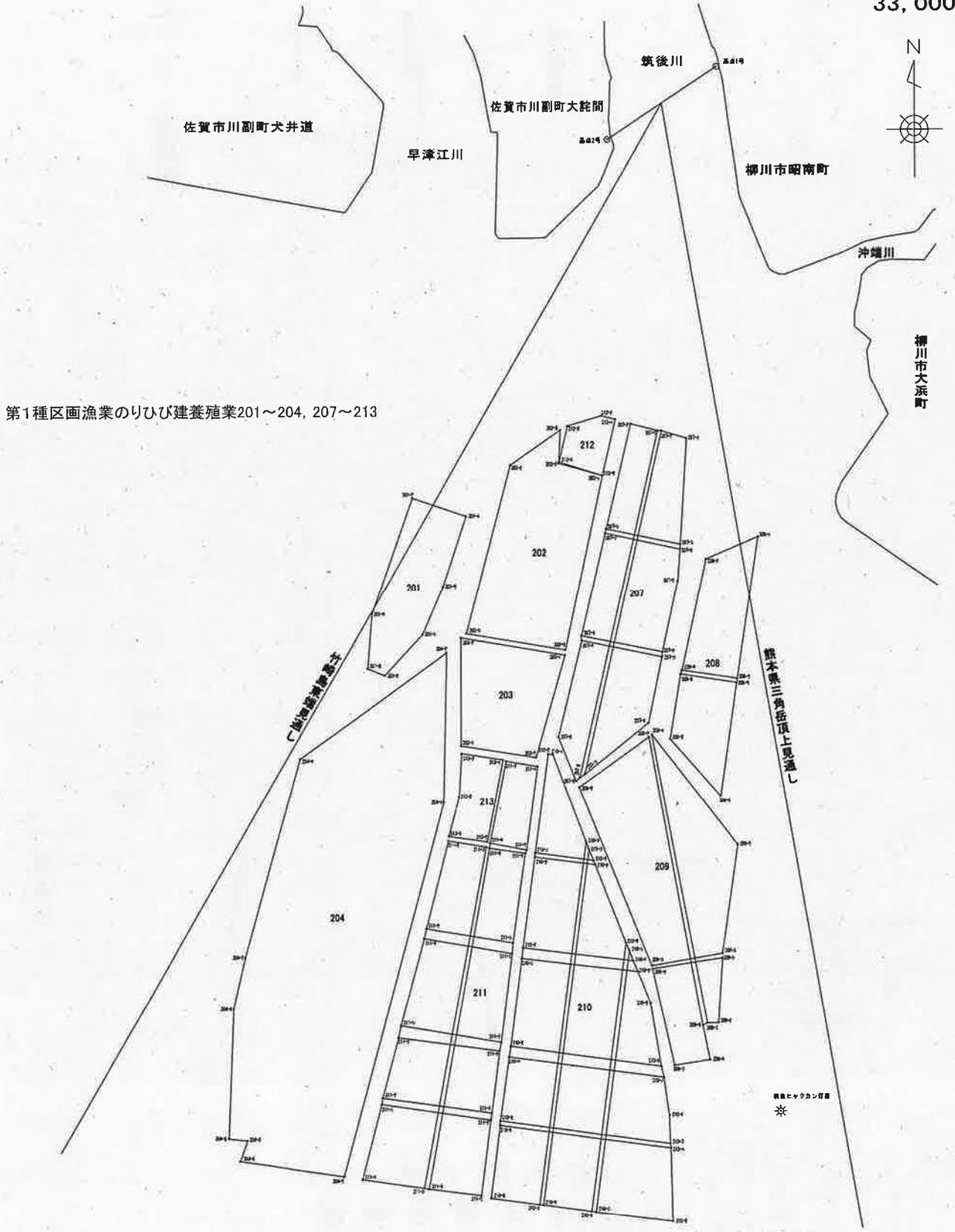
5 免許の存続期間
共同漁業権については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
区画漁業権については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

6 類似漁業権以外の漁業権
なし

農林水産大臣管轄漁場

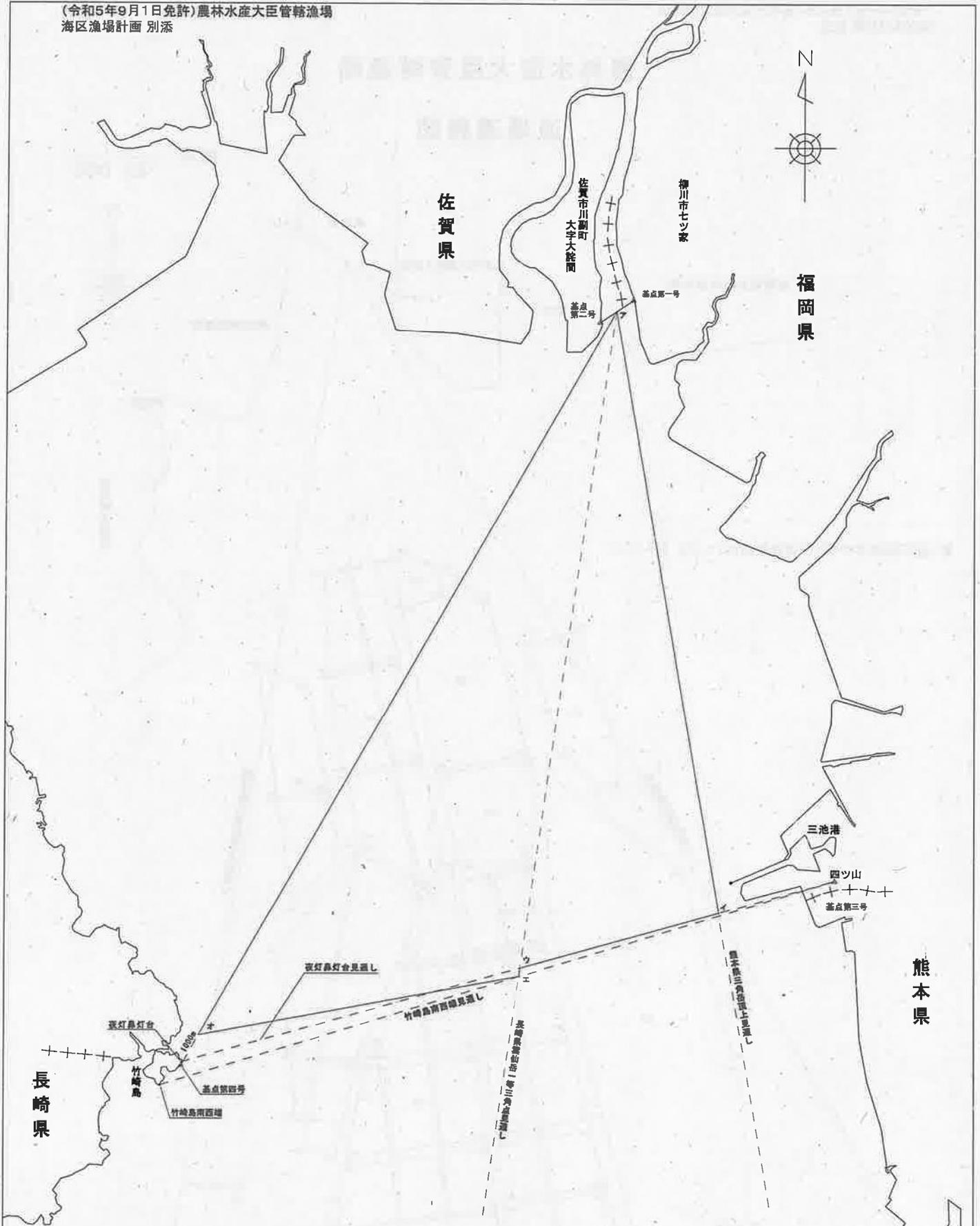
漁場連絡図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



第1種区画漁業のりひび建養殖業201~204, 207~213

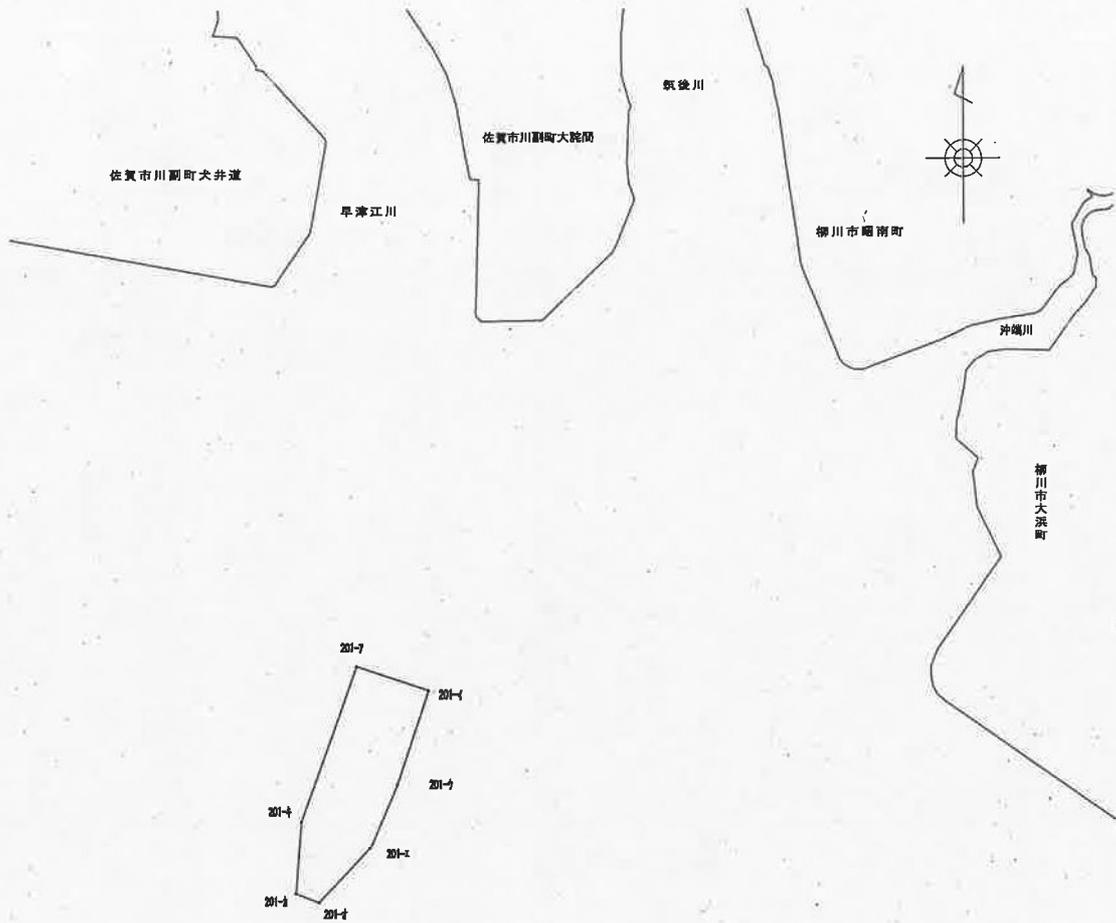
※ 養魚ヒヤウカン設置



漁場の区域	緯 度	経 度
ア	33° 9' 9"	130° 21' 21"
イ	32° 59' 48"	130° 23' 20"
ウ	32° 58' 55"	130° 19' 41"
エ	32° 58' 47"	130° 19' 40"
オ	32° 57' 50"	130° 13' 48"
基点第一号	33° 9' 19"	130° 21' 39"
基点第二号	33° 8' 59"	130° 21' 3"
基点第三号	33° 0' 18"	130° 25' 25"
基点第四号	32° 57' 22"	130° 13' 29"

農 共 第 1 号
共 同 漁 業 権 漁 場 図

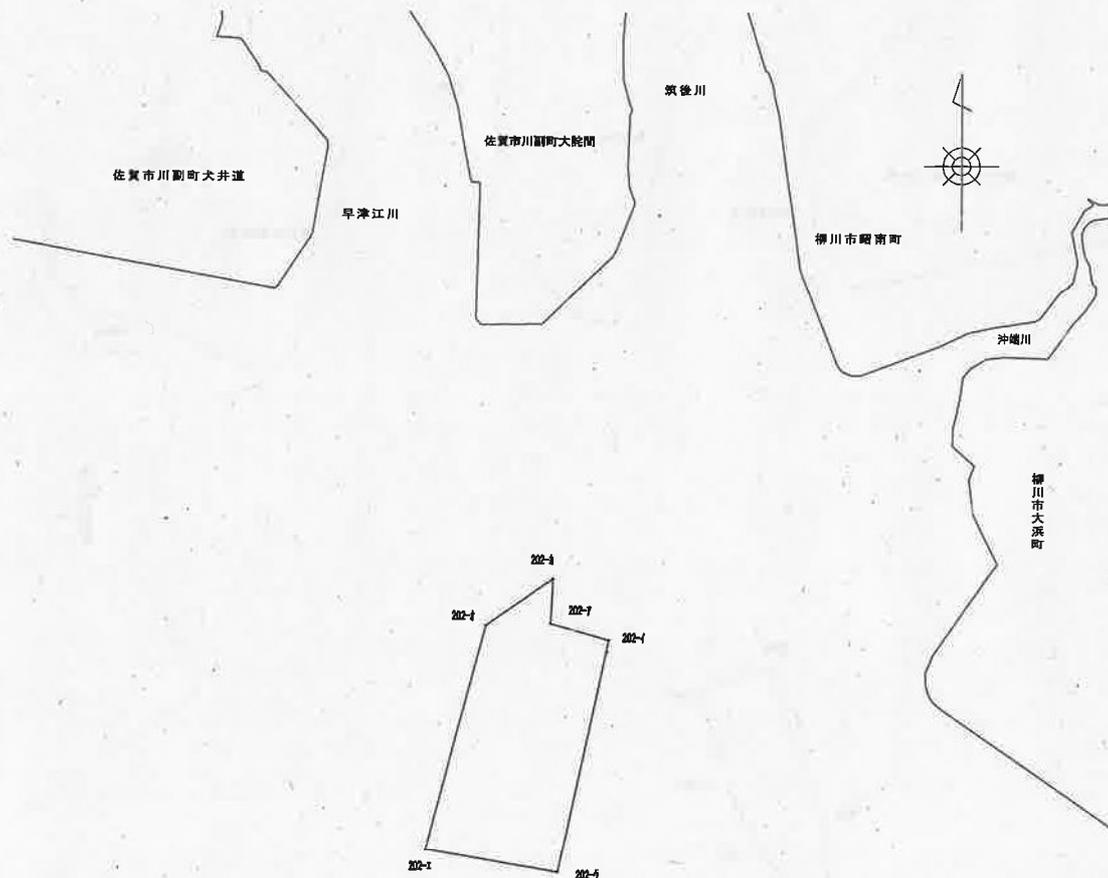
縮尺 $\frac{1}{100,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
201-ア	33° 7' 17"	130° 19' 57"
201-イ	33° 7' 12"	130° 20' 16"
201-ウ	33° 6' 52"	130° 20' 8"
201-エ	33° 6' 38"	130° 20' 1"
201-オ	33° 6' 25"	130° 18' 48"
201-カ	33° 6' 25"	130° 18' 43"
201-キ	33° 6' 44"	130° 18' 44"

農 区 第 2 0 1 号
区 画 漁 業 権 漁 場 図

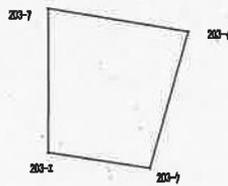
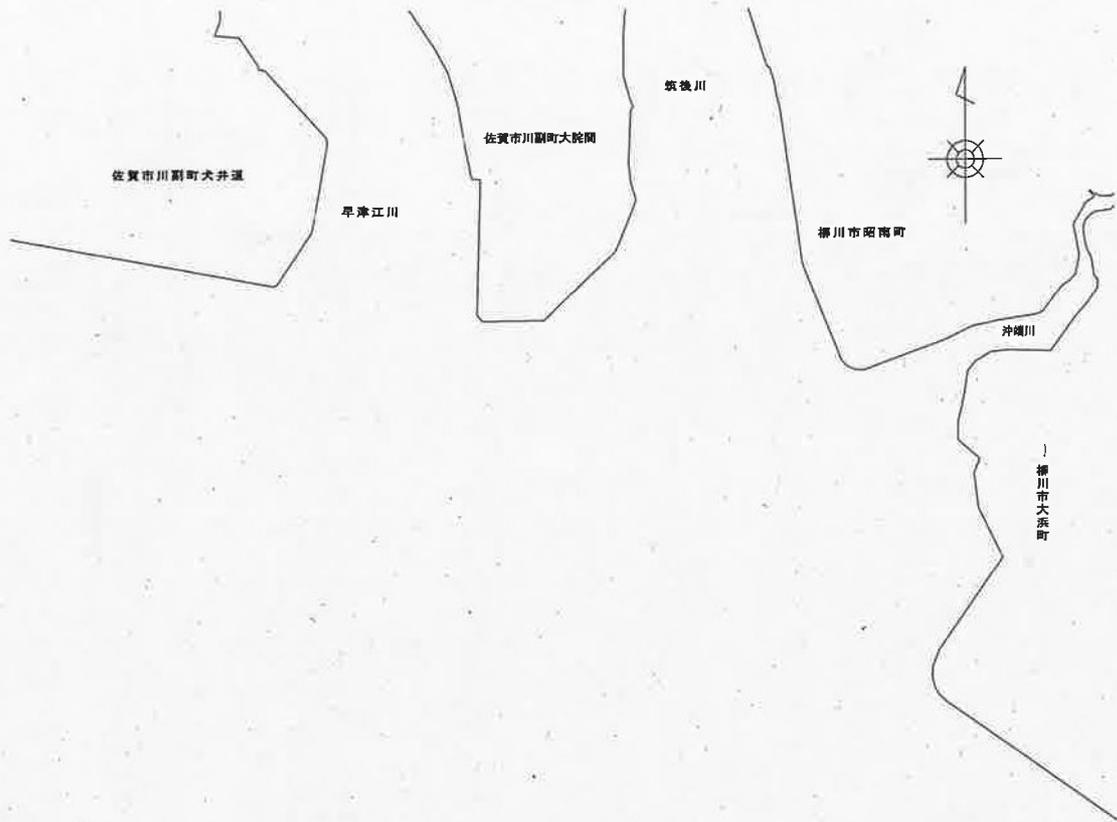
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
202-ア	33° 7' 27"	130° 20' 46"
202-イ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
202-ウ	33° 6' 34"	130° 20' 49"
202-エ	33° 6' 38"	130° 20' 16"
202-オ	33° 7' 26"	130° 20' 30"
202-カ	33° 7' 36"	130° 20' 47"

農区第202号
区画漁業権漁場図

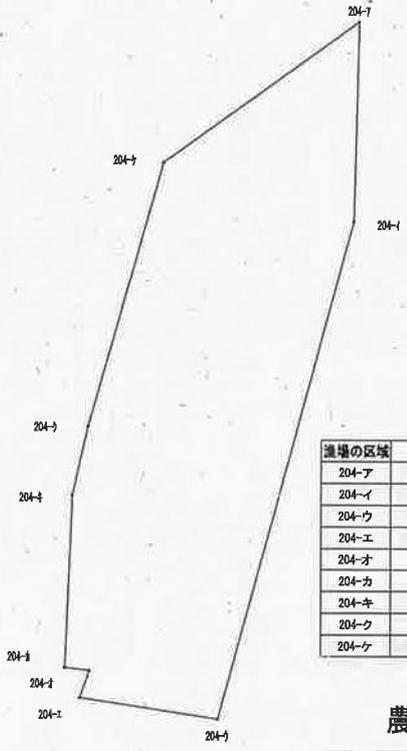
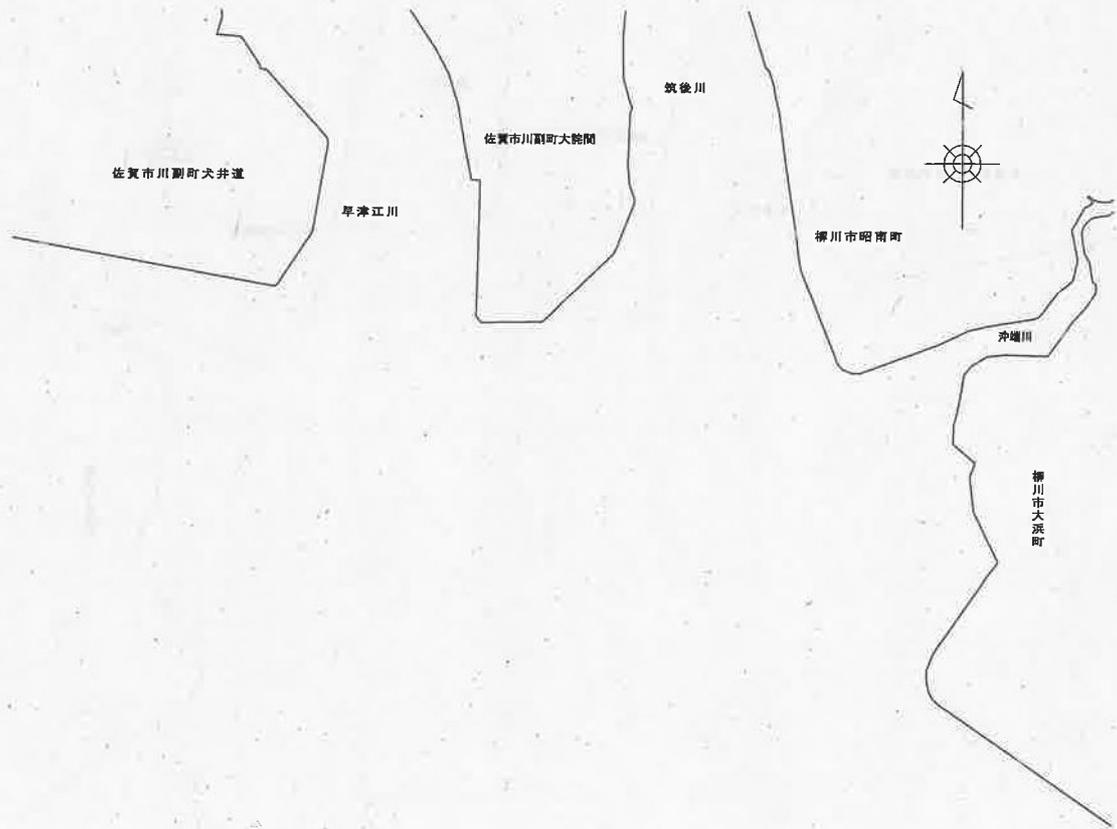
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
203-ア	33° 6' 37"	130° 20' 14"
203-イ	33° 6' 32"	130° 20' 49"
203-ウ	33° 6' 3"	130° 20' 39"
203-エ	33° 6' 6"	130° 20' 14"

農区第203号
区画漁業権漁場図

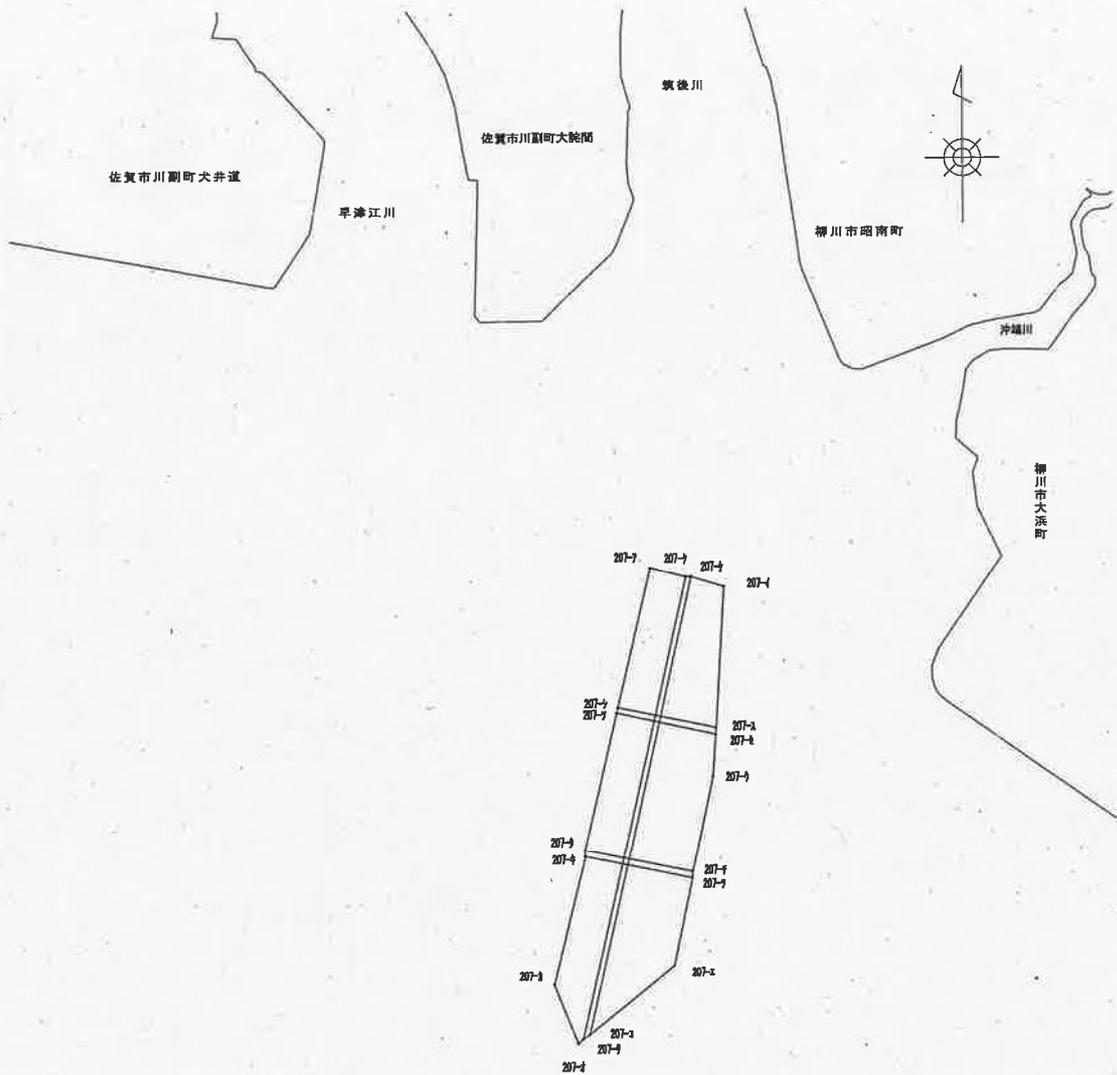
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
204-ア	33° 6' 33"	130° 20' 9"
204-イ	33° 5' 51"	130° 20' 8"
204-ウ	33° 4' 4"	130° 19' 36"
204-エ	33° 4' 8"	130° 19' 1"
204-オ	33° 4' 14"	130° 19' 3"
204-カ	33° 4' 15"	130° 18' 57"
204-キ	33° 4' 52"	130° 18' 59"
204-ク	33° 5' 6"	130° 19' 2"
204-ケ	33° 6' 3"	130° 19' 20"

農区第204号
区画漁業権漁場図

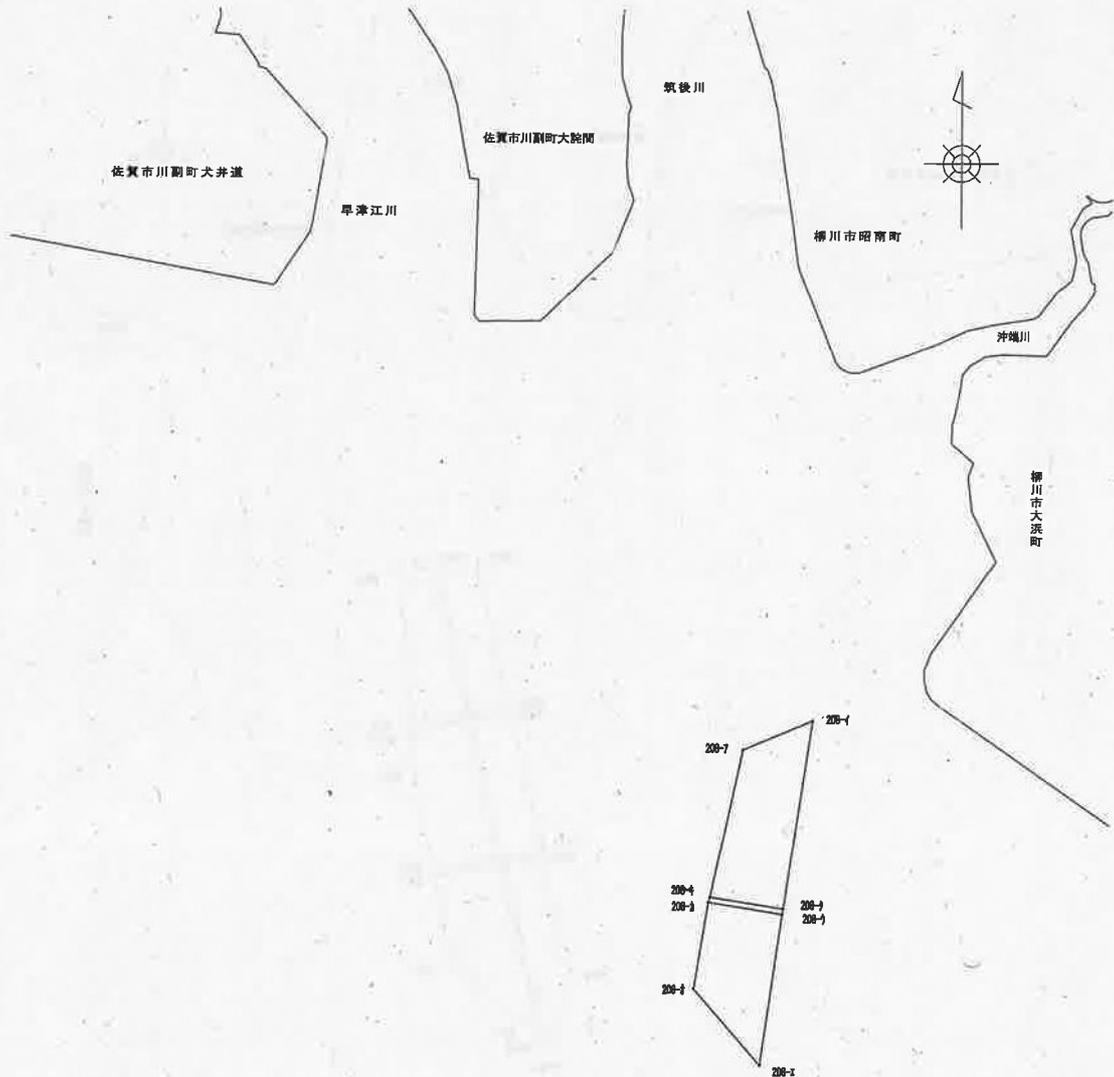
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
207-ア	33° 7' 38"	130° 21' 10"
207-イ	33° 7' 34"	130° 21' 29"
207-ウ	33° 6' 54"	130° 21' 26"
207-エ	33° 6' 13"	130° 21' 17"
207-オ	33° 5' 57"	130° 20' 53"
207-カ	33° 6' 0"	130° 20' 47"
207-キ	33° 6' 36"	130° 20' 54"
207-ク	33° 7' 36"	130° 21' 19"
207-ケ	33° 7' 36"	130° 21' 21"
207-コ	33° 6' 59"	130° 20' 55"
207-サ	33° 5' 58"	130° 20' 54"
207-シ	33° 7' 8"	130° 21' 2"
207-ス	33° 7' 4"	130° 21' 27"
207-セ	33° 7' 3"	130° 21' 27"
207-ソ	33° 7' 7"	130° 21' 2"
207-タ	33° 6' 38"	130° 20' 54"
207-チ	33° 6' 33"	130° 21' 21"
207-ツ	33° 6' 32"	130° 21' 21"

農区第207号
区画漁業権漁場図

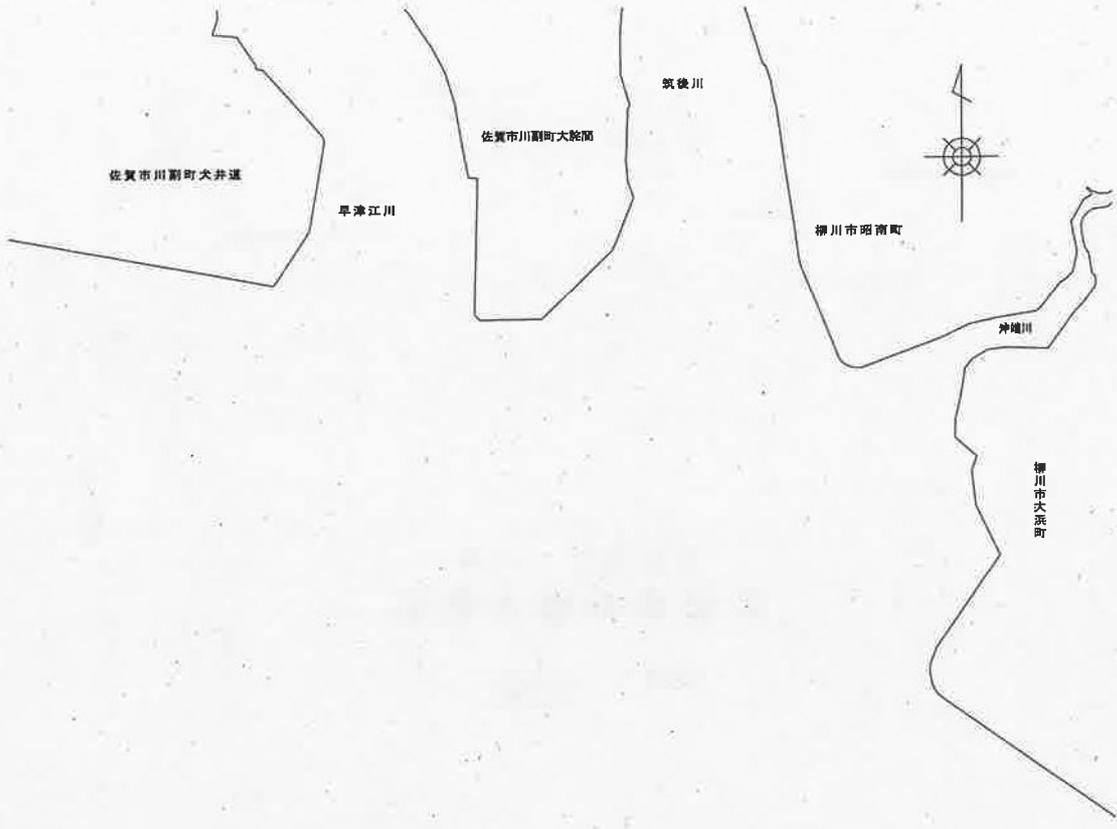
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



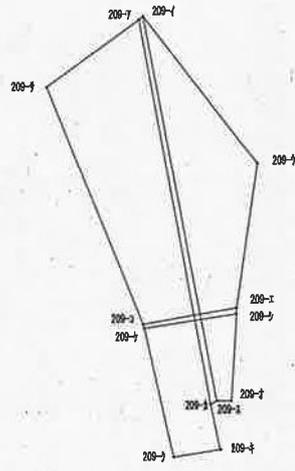
漁場の区域	緯 度	経 度
208-ア	33° 7' 0"	130° 21' 36"
208-イ	33° 7' 6"	130° 21' 53"
208-ウ	33° 6' 24"	130° 21' 46"
208-エ	33° 5' 52"	130° 21' 41"
208-オ	33° 6' 8"	130° 21' 24"
208-カ	33° 6' 27"	130° 21' 27"
208-キ	33° 6' 28"	130° 21' 28"
208-ク	33° 6' 26"	130° 21' 46"

農区第208号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

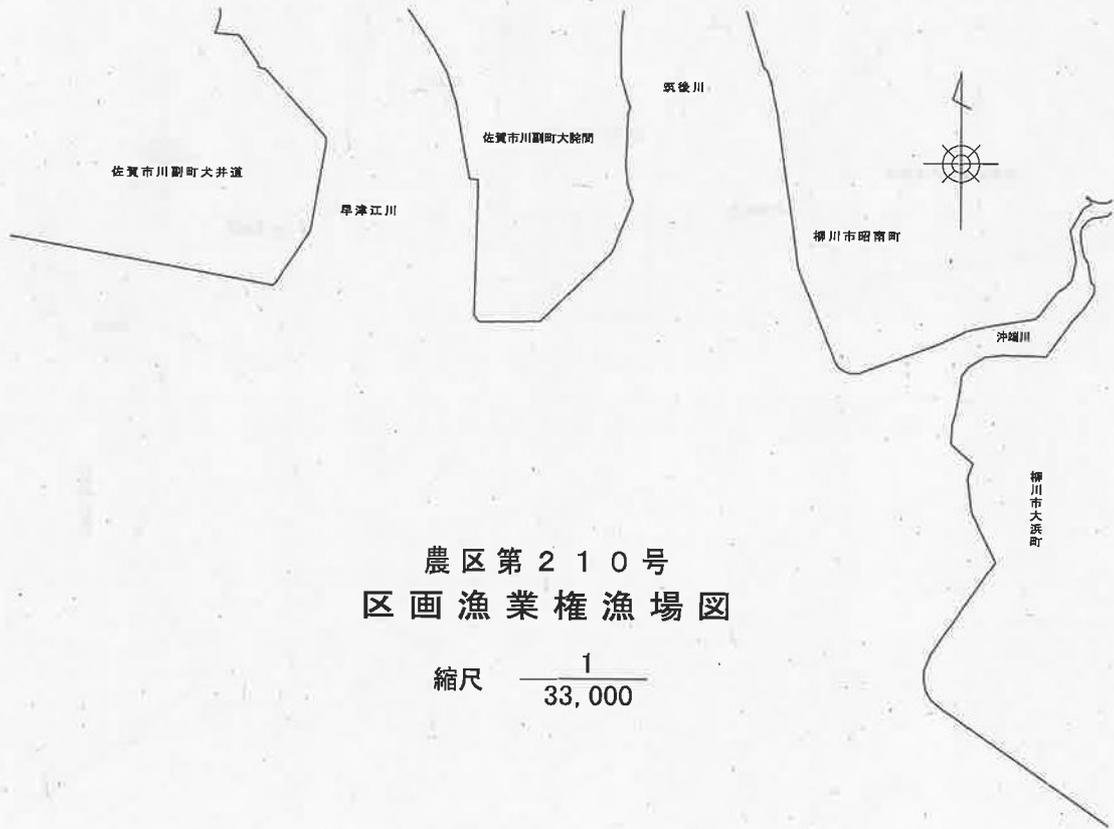


漁場の区域	緯 度	経 度
209-ア	33° 6' 9"	130° 21' 17"
209-イ	33° 6' 10"	130° 21' 18"
209-ウ	33° 5' 38"	130° 21' 46"
209-エ	33° 5' 8"	130° 21' 41"
209-オ	33° 4' 48"	130° 21' 40"
209-カ	33° 4' 47"	130° 21' 35"
209-キ	33° 4' 37"	130° 21' 37"
209-ク	33° 4' 36"	130° 21' 26"
209-ケ	33° 5' 3"	130° 21' 18"
209-コ	33° 5' 4"	130° 21' 18"
209-ク	33° 5' 55"	130° 20' 54"
209-シ	33° 5' 6"	130° 21' 41"
209-ス	33° 4' 48"	130° 21' 36"



農区第209号
区画漁業権漁場図

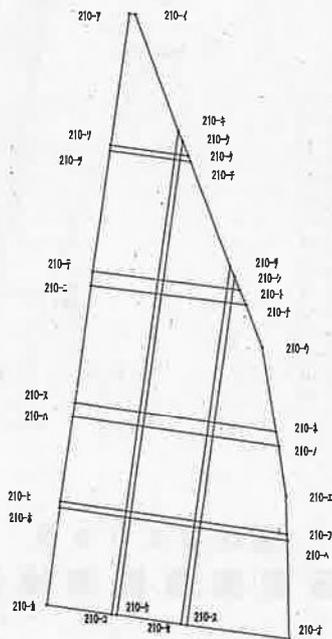
縮尺 $\frac{1}{33,000}$

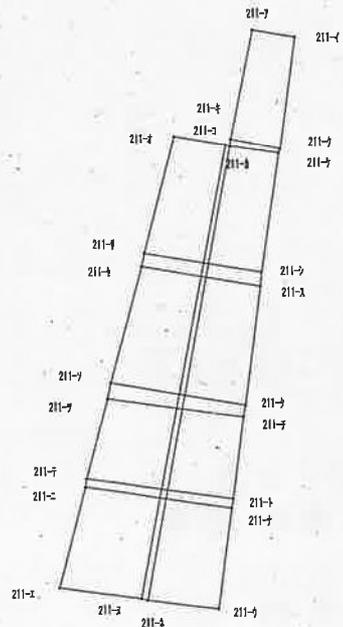
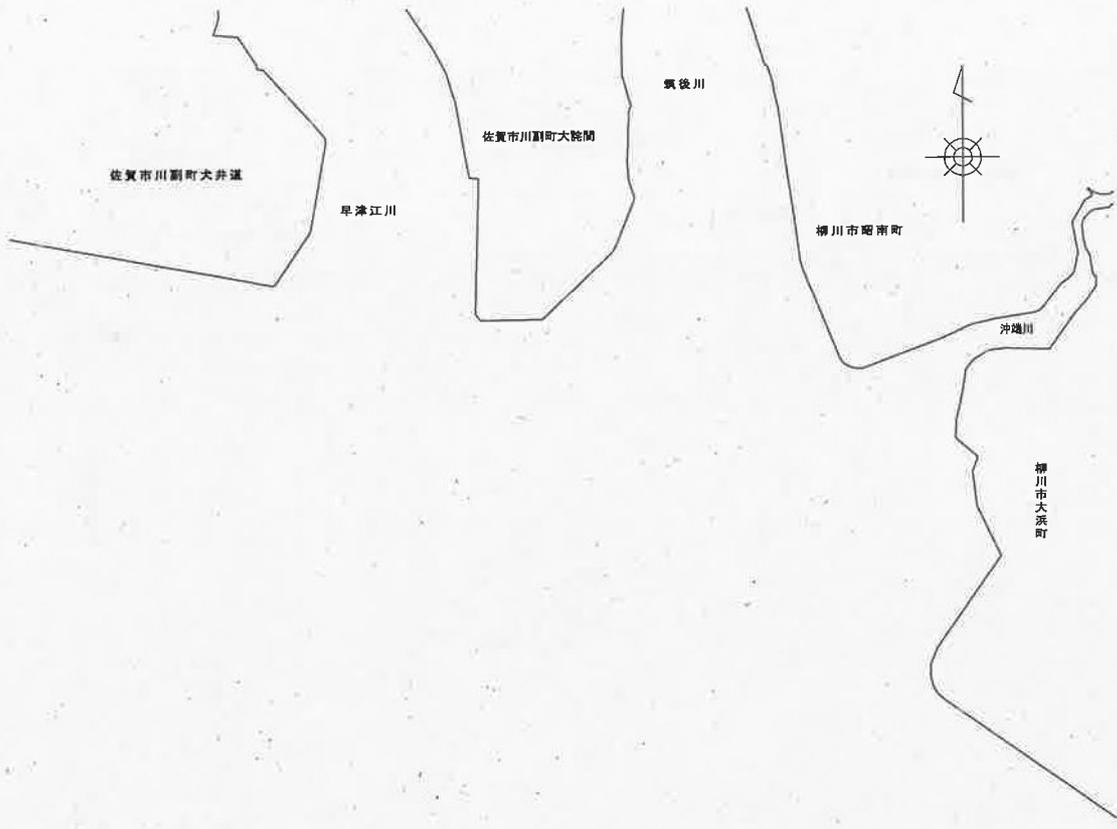


農区第210号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

漁場の区域	緯 度	経 度
210-ア	33° 6' 4"	130° 20' 43"
210-イ	33° 6' 4"	130° 20' 45"
210-ウ	33° 4' 54"	130° 21' 17"
210-エ	33° 4' 22"	130° 21' 24"
210-オ	33° 3' 51"	130° 21' 25"
210-カ	33° 3' 58"	130° 20' 25"
210-キ	33° 5' 39"	130° 20' 56"
210-ク	33° 5' 37"	130° 20' 57"
210-ケ	33° 9' 55"	130° 20' 42"
210-コ	33° 3' 56"	130° 20' 41"
210-サ	33° 5' 11"	130° 21' 9"
210-シ	33° 5' 9"	130° 21' 10"
210-ス	33° 3' 54"	130° 20' 59"
210-セ	33° 3' 54"	130° 20' 58"
210-ソ	33° 5' 36"	130° 20' 39"
210-タ	33° 5' 34"	130° 20' 58"
210-チ	33° 5' 33"	130° 20' 59"
210-ツ	33° 5' 35"	130° 20' 39"
210-テ	33° 5' 9"	130° 20' 35"
210-ト	33° 5' 6"	130° 21' 12"
210-ナ	33° 5' 2"	130° 21' 13"
210-ニ	33° 5' 6"	130° 20' 35"
210-ヌ	33° 4' 41"	130° 20' 31"
210-ネ	33° 4' 35"	130° 21' 21"
210-ノ	33° 4' 32"	130° 21' 22"
210-ハ	33° 4' 38"	130° 20' 30"
210-ヒ	33° 4' 20"	130° 20' 28"
210-フ	33° 4' 14"	130° 21' 24"
210-ヘ	33° 4' 12"	130° 21' 24"
210-ホ	33° 4' 19"	130° 20' 27"

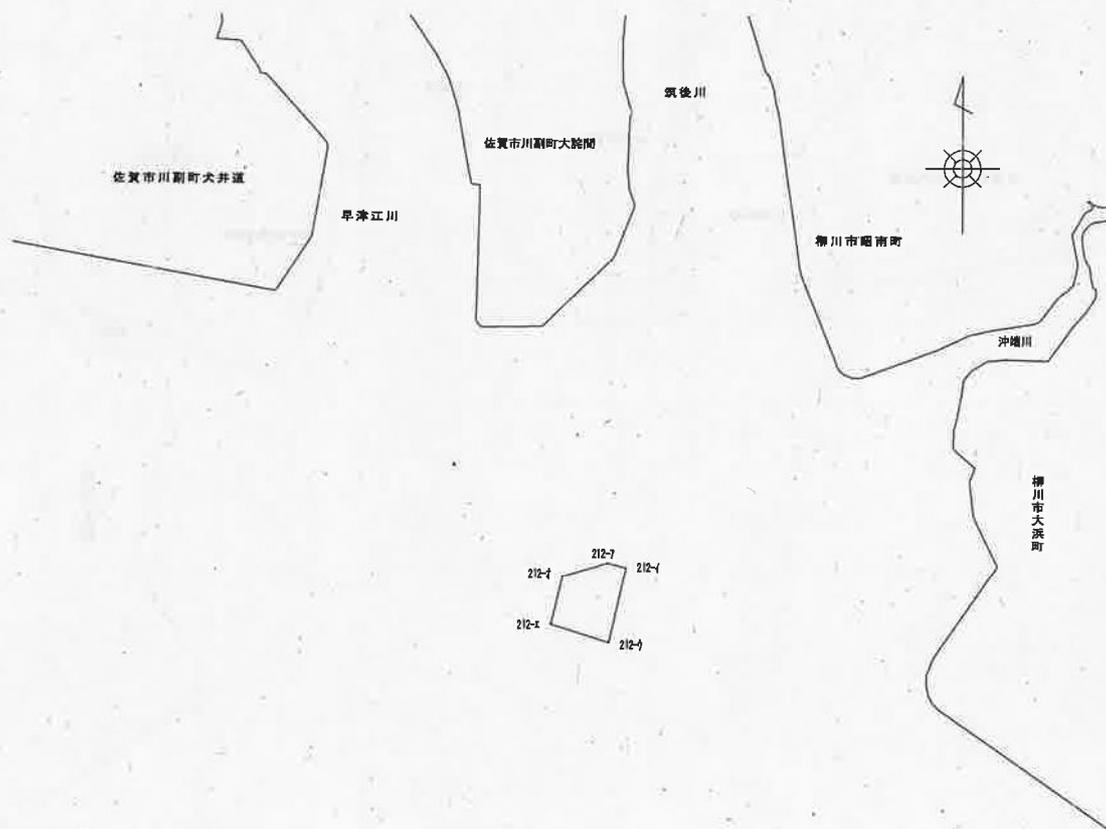




漁場の区域	緯 度	経 度
211-ア	33° 6' 2"	130° 20' 29"
211-イ	33° 6' 1"	130° 20' 40"
211-ウ	33° 3' 59"	130° 20' 21"
211-エ	33° 4' 3"	130° 19' 42"
211-オ	33° 5' 40"	130° 20' 10"
211-カ	33° 5' 37"	130° 20' 24"
211-キ	33° 5' 39"	130° 20' 24"
211-ク	33° 6' 37"	130° 20' 36"
211-ケ	33° 5' 36"	130° 20' 36"
211-コ	33° 5' 38"	130° 20' 23"
211-サ	33° 6' 15"	130° 20' 3"
211-シ	33° 5' 11"	130° 20' 32"
211-ス	33° 5' 8"	130° 20' 31"
211-セ	33° 5' 12"	130° 20' 2"
211-ソ	33° 4' 47"	130° 19' 54"
211-タ	33° 4' 42"	130° 20' 28"
211-チ	33° 4' 40"	130° 20' 27"
211-ツ	33° 4' 44"	130° 19' 53"
211-テ	33° 4' 27"	130° 19' 48"
211-ト	33° 4' 22"	130° 20' 25"
211-ナ	33° 4' 20"	130° 20' 24"
211-ニ	33° 4' 25"	130° 19' 48"
211-ヌ	33° 4' 1"	130° 20' 2"
211-ネ	33° 4' 1"	130° 20' 4"

農区第211号
区画漁業権漁場図

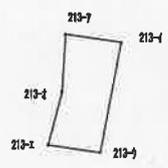
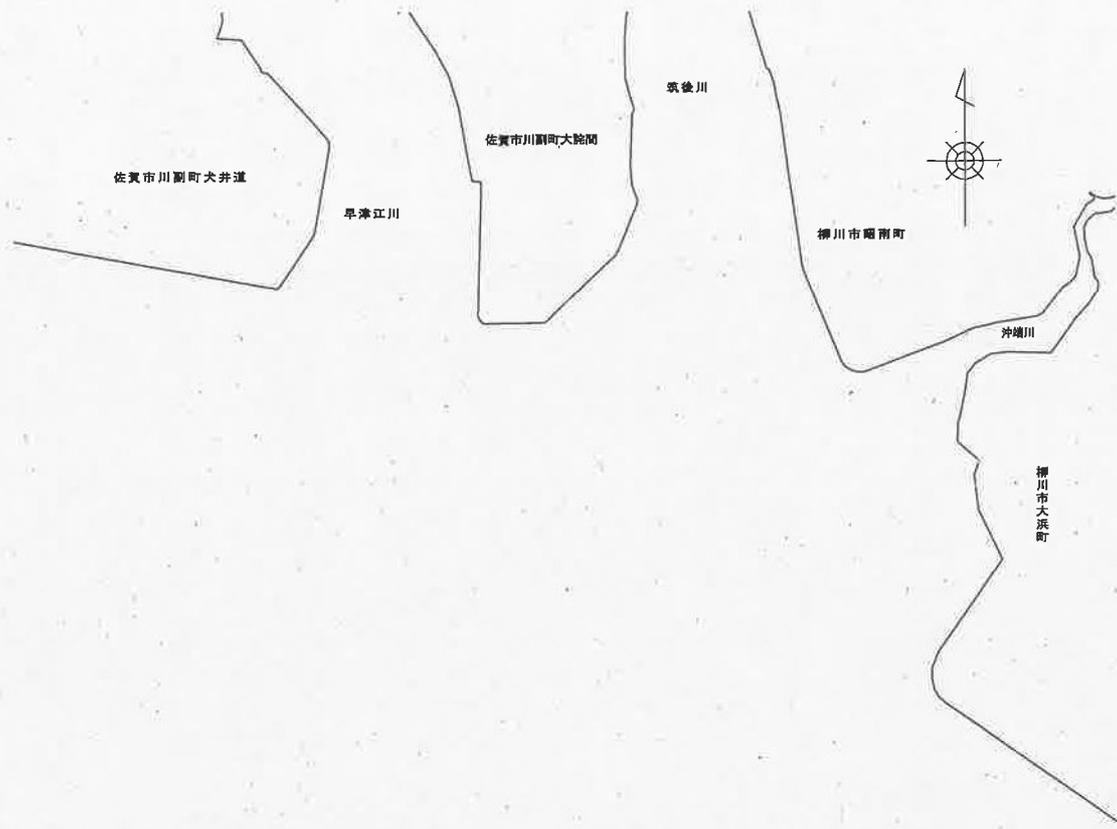
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
212-ア	33° 7' 40"	130° 21' 1"
212-イ	33° 7' 39"	130° 21' 5"
212-ウ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
212-エ	33° 7' 27"	130° 20' 47"
212-オ	33° 7' 37"	130° 20' 49"

農区第212号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
213-ア	33° 6' 4"	130° 20' 14"
213-イ	33° 6' 3"	130° 20' 28"
213-ウ	33° 5' 39"	130° 20' 23"
213-エ	33° 5' 41"	130° 20' 10"
213-オ	33° 5' 52"	130° 20' 14"

農区第213号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

えび2そう船びき網漁業許可状況一覧

支所名	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
諸富町										
早津江										
大詫間										
南川副										
広江										
東与賀町										
佐賀市										
久保田町										
芦刈										
福富町										
新有明										
白石										
鹿島市										
たら										
大浦	10	10	10	8	10	10	10	8	8	6
計	10	10	10	8	10	10	10	8	8	6
許可枠	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)
操業期間	H25.9.15 ～ H25.11.25	H26.9.15 ～ H26.11.25	H27.9.15 ～ H27.11.25	H28.9.15 ～ H28.11.25	H29.9.15 ～ H29.11.25	H30.9.15 ～ H30.11.25	R元.9.15 ～ R元.11.25	R2.9.15 ～ R2.11.25	R3.9.15 ～ R3.11.25	R3.9.15 ～ R3.11.25
	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30
備考										

ぐち固定式刺網漁業許可状況一覧

支 所 名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
久保田町										
福 富 町	1	1								
白										
新 有 明				1	2	1	1	1	1	1
鹿 島 市	2	1	1	2	6	3	3	2	3	5
大 浦										
計	3	2	1	3	8	4	4	3	4	6
許 可 枠	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
許 可 期 間	H25.9.1 ~ H26.4.30	H26.9.1 ~ H27.4.30	H27.9.1 ~ H28.4.30	H28.9.1 ~ H29.4.30	H29.9.1 ~ H30.4.30	H30.9.1 ~ H31.4.30	R元.9.1 ~ R2.4.30	R2.9.1 ~ R3.4.30	R3.9.1 ~ R4.4.30	R4.9.1 ~ R5.4.30
備 考										

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
 - (1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
 - (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第59号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年3月30日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒
点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒
点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒
点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒
点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒
点ク 亀瀬灯標
点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒
点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、佐賀県有明海区におけるうみたけについて、次のとおり指示する。

令和5年5月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

（採捕の禁止）

1 令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間の佐賀県有明海において、うみたけの採捕を禁止する。ただし、2の承認を受ける場合、または試験研究等のために佐賀県有明海区漁業調整委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

（承認操業）

2 船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（1）承認の対象漁業

佐賀県有明海区有共第1号で操業するうみたけ漁業および簡易潜水器漁業とする。

（2）承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は、ねじ棒漁業が60隻、簡易潜水器漁業が10隻とする。

（3）操業期間

令和5年6月1日から同年6月30日までとする。

（4）夜間操業の禁止

操業時間は、午前5時30分から午後7時までの時間とする。

（5）休漁日の設定

毎週土曜日は休漁日とする。

(6) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(7) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和5年8月31日までに、委員会が別に定める漁獲成績報告書を提出しなければならない。

(8) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、公示した日から令和6年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

佐連調委第 10 号
令和 5 年 6 月 9 日

九州各県海区漁業調整委員会事務局長 様

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会
九州ブロック会議の提出議題について（照会）

標記について、本年度ブロック会議は下記のとおり開催を予定しております。

つきましては、本会議において話題提供や議論すべき項目等は別紙様式 1、国への提案議題（要望事項）は別紙様式 2 に御記載の上、8 月 31 日（木）までに当事務局まで、電子メール（Word ファイル）で御送付願います。

今後、各県からの要望事項等を取りまとめ、9 月中旬を目途に各海区に御意見及び出席者の照会をさせていただく予定です。

また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス等の影響により、開催予定に変更が生じることが予想されます。その際は改めて御連絡させていただきますので、予め御了承ください。

記

- 1 期 日： 令和 5 年 11 月 16 日（木）から 11 月 17 日（金）
- 2 場 所： 佐賀市内のホテル等を予定（会場が決定次第お知らせします。）
- 3 会 議
 - (1) 本会議（11 月 16 日） 午後 2 時から午後 5 時まで
 - (2) 情報交換会（11 月 16 日） 午後 6 時から午後 8 時まで
 - (3) 視察（11 月 17 日） 午前 8 時から 12 時頃まで
- 4 留意点
提案議題（要望事項）は、「要望事項とりまとめの留意点について（平成 19 年 6 月 29 日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長）」に従い御提案ください。

【問い合わせ先】佐賀県連合海区漁業調整委員会事務局
（農林水産部水産課内）

担 当：本間、川崎、江口

電 話：0952-25-7145（直通）

FAX：0952-25-7274

E-mail：kaikugyochou@pref.saga.lg.jp

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。